犬山市届出避難所登録事業　申請フロー

市が指定する避難所、避難場所及び福祉避難所とは別に、市民が自主的に開設し運営する避難所を、施設の所有者、管理者からの申請により市へ登録する制度です。

災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に市民が自主的に避難行動をとることを推進し、避難状況を市が把握し、円滑に支援が行える体制を構築します。（年度ごとに自動更新）

①対象になる施設か確認する。

届出避難所として登録するには、下記のいずれにも該当しなければなりません。

条　　件
①災害に対して安全を確保できる立地であること。
②新耐震基準（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づき昭和５６年６月１日以後に建築確認を受ける建築物に適用される耐震の基準をいう。）に対応した施設であること。
③有効避難面積が40平方メートル以上あること。
④市民等に広く周知できるよう公表できること。

②　申請書を提出

犬山市役所　防災交通課（3 階）に**「犬山市届出避難所登録申請書（様式第 1)」**を提出してください。
申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

1カ月程度

③　現地確認

申請者の立ち会いのもと、現地確認を行います。

④　結果通知書の送付

審査により届出避難所として登録が決定すると**「犬山市届出避難所登録可否決定通知書（様式第２)」**をお送りします。

⑤　周知（ホームページ等で公表）

届出避難所としてホームページ等で公表します。
登録標識を施設の見やすい場所に掲示してください。

登録の更新

届出避難所の登録期間は、登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までです。ただし、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、１年ごとにこれを自動更新します。

登録内容の変更

登録内容に変更があった時は**「犬山市届出避難所登録内容変更届出書（様式第３）」**に変更事項を記載し提出して下さい。